㈡　無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は両替等の業務を行うことができないこと等とする兼業の制限を廃止することとした。（第三七条関係）

3　船員派遣事業に関する規定の整備

㈠　船員派遣事業の許可を受けることができない者として、暴力団員等を追加することとした。（第五六条関係）

㈡　派遣船員の派遣就業に関して、船員派遣の役務の提供を受ける者について五の1の船舶所有者に関する規定を適用すること等とした。（第八九条第一項、第二項及び第五項並びに第九一条～第九一条の三関係）

4　指導監督に関する規定の整備

㈠　国土交通大臣が公表する指針等の対象に、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加すること等とした。（第九六条、第九七条、第一〇〇条及び第一〇二条関係）

㈡　国土交通大臣は、求人者又は船員労務供給を受けようとする者が1の㈡の規定に違反しているとき等は、違反を是正等するために必要な措置をとるべきことを勧告することができること等とした。（第九八条関係）

5　罰則の追加

虚偽の条件を提示して、地方運輸局長等に求人の申込みを行った者について、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。（第一一三条第九号関係）

七　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

（政令第一五六号）（文部科学省）

一　国立大学法人法施行令の一部改正関係

国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる事業について定めることその他国立大学法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

二　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

国家公務員退職手当法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正関係

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　経過措置

1　国が国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学並びに国立大学法人奈良教育大学から承継する資産の範囲等について定めることとした。（第四条関係）

2　国立大学法人北海道国立大学機構又は国立大学法人奈良国立大学機構が行うものとされる国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学又は国立大学法人奈良教育大学の積立金の処分に係る経過措置について定めることとした。（第五条関係）

3　国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学並びに国立大学法人奈良教育大学の解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第六条関係）

4　改正法附則第六条第三項の評価委員の任命等について定めることとした。（第七条関係）

五　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、四の4については、公布の日から施行することとした。

法　律

国立大学法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四十一号

国立大学法人法の一部を改正する法律

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第七条第八項中「準用通則法」の下に「（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項中「第三項に」を「第四項に」に改め、「二人」の下に「（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

第十一条第三項第一号中「及び年度計画」を削り、同項第二号中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改め、同条第五項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

第十一条の二中「学長」の下に「（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び次条第二項に規定する学長選考・監察会議）」を加える。

第十二条第二項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」を「第二十一条第二項第二号から第四号まで」に改め、同条第三項とし、同条第四項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項とし、同条第六項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十三条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「前条第七項」を「前条第六項」に改める。

第十三条の二第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第六項」に、「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

第十四条第二項中「掲げる理事」を「定める理事」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

第十七条の見出しを「（役員の解任等）」に改め、同条第七項中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に、「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　学長選考・監察会議は、第十一条の二の規定による報告を受けたとき、又は学長が前二項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。